OECM の理念に基づく橿原神宮境内林管理の可能性についての調査研究 大阪芸術大学 建築学科 准教授 浦﨑 真一

1. 研究背景と目的

橿原神宮は 1890 年に創建され、1926 年、1940 年の 2 度の拡張整備により現在の姿をみる。第 2 期拡張では 明治神宮にならい、境域に全国からの献木を含む約7万 6 千本の樹木により社叢が造成された。83 年を経過した 現在、社叢を構成する樹木は成長し深遠な森となって参 拝者や地域住民に親しまれ、地域の環境に寄与する緑 地空間となっている一方で、東側森林遊苑の天然更新 (植生遷移)が健全でないこと、北参道北側に竹林が繁茂 していること、深田池に水鳥の糞害が出ていることなど複 数の課題も散見される。研究代表者は 2022 年 9 月に橿 原神宮に対して健全な森として再生するための「橿原神 宮境内林整備に関する提言」を行ったが、この提言を具 体化するため、再整備および維持管理計画の策定と、そ れに基づく執行が求められた。本研究では、提言の具体 化に合わせ、OECM(保護地域以外で生物多様性保全 に資する地域)の理念に基づき、橿原神宮境内林の適切 な管理手法の可能性を調査することを目的とした。

2. 研究方法

橿原神宮境内林と OECM の親和性の確認として、生物多様性に配慮して管理される神社林等の調査のため、2023 年度に環境省によって開始された OECM 認定制度「自然共生サイト」についての基礎情報を整理した。また、既に自然保護を目的として保護区域に設定された神社林や保護林の植生管理の状況を確認するため、皇子神社社叢<小豆島町・国指定天然記念物>、白神山地森林生態系保護地域<青森県・林野庁保護林>の文献調査および現地調査を実施した。

一方、橿原神宮の境内林再整備・維持管理計画の策定に向けて、生物多様性保全に効果のある日常管理の手法、地域および市民が参画する管理の手法など具体的な計画内容の可能性のスタディを行った。

3. 調査と管理計画の検討

1) 自然共生サイトの調査

自然共生サイトは、世界目標である 30by30 達成に向け、わが国で2023年に開始された制度である。環境省は陸地と海域の 30%を保護地域にすべく、OECM を中心にサイト登録を促した。OECM は生物多様性を主目的としないながらも、その管理が結果的に生物多様性保全につながる地域のことであり、自然共生サイトに登録されれば保護地区とみなされ 30%の目標に寄与することとなる。

2023 年度前期の登録状況は、全数として 122 件、そのうちに社叢は無かった。一方で全体の 6 割以上を占めたのは企業の所有地であり、森を形成し生物多様性にも一定効果があると考えられる社叢の登録への認識は極めて低いことがうかがえる。

2)保護地管理状況調査

30by30 の目標からわかるとおり、生物多様性保全には

自然環境の保護が求められる。社叢を OECM に適う区域とするに向け、自然保護を主眼とする制度上の指定地域における管理状況を調査した。

国指定天然記念物である皇子神社社叢は、ウバメガシとイブキを中心とするウバメガシーヒトツバ群落の代表的な瀬戸内海岸植生である。鑑賞者のための最低限の周辺整備はなされているが、平常の植物管理は特段行われていない。近年ウバメガシの樹勢衰退を受け、下刈り等を実施し回復傾向にあるとされる。

自神山地は林野庁保護林森林生態系保護地域であり、 1993年に世界自然遺産に登録されたブナ原生林を中心 とする山地帯である。世界遺産として啓発とレクリエーショ ンの取り組みは充実しているが、直接的な管理行為は実 施されていない。今後、温暖化による植生帯への影響が 懸念されている。

3) 管理運営の検討

保護地域では原則的に保護対象に直接手を入れることはなく、周辺管理や啓発に努めていた。橿原神宮境内林においても、森厳さの醸成と生物多様性保全には、自然の力による植生遷移を促すことが有効と考えられた。よって利用を許容する区画を定め、基本的に直接管理をしない方針とすることとした。ただし、コドラート調査により健全な森の生育を阻害する植物も確認されたため、一部手入れの必要性を残すこととした。

4. 管理運営計画と課題

上記の検討および 2022 年度に提示した「橿原神宮境内林整備に関する提言」に基づき、『橿原神宮境内林保全活用計画』を策定した。計画は、総論・全体計画、項目別計画、項目別作業シート・年間工程表の 3 部構成とした。特に重要であるのは植栽管理の階調であり、基本的に管理の手を入れないことによる森厳さと生物多様性の両面確保を目指しつつ、参拝者や社殿ほか神社構造物の安全確保を両立するため、天然更新、支障種除去、林床管理、低木・地被管理、庭園管理の 5 段階の植栽管理階調を設定した。

5 つの管理階調のうちほとんどの区域を天然更新、支障種除去で占めるが、これは現在境内林の課題として認められる後継樹の未発達を解消する目的による。これによって持続的な境内林を構成するとともに、境内林を維持することによる生物多様性の保全も期待できるものであり、OECM の理念にも合致する管理方針となるところである。このほか同様の目的のため土壌育成のための落葉管理や、境内の水捌け改善のための水路管理等も含め、日常管理ベースの計画とすることとした。

今後、この保全活用計画を推進するにあたって、各項目の趣旨とスケジュールに沿った管理が求められる。継続的な管理状況のモニタリングが必須であるとともに、市民・崇敬者の管理への参画を進め、境内林への愛着の醸成にも取り組む必要がある。